

## 平成29年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 平成29年5月26日(金) 午前9時00分

開催場所 いちき串木野市串木野庁舎2階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	池之上	國 義
会長代理	11番	木 場	由美子
	1番	平 田	隆 一
	2番	川 畑	千 秋
	3番	勝 山	福 満
	4番	生 野	英 明
	5番	西久保	清 助
	6番	久木山	純 広
	7番	古 賀	久美子
	8番	別 府	嶺 頭
	9番	前 田	博 隆
	10番	松 下	進

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	内 田	金 治
串木野地区2	原 口	壽 藏
市来地区	樋ノ口	正 信

出席職員 芹ヶ野國男局長、棚町健治補佐  
萩内伸哉主幹、内門雅代主査

議事録署名委員 (5番 西久保 清助委員・6番 久木山 純広委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1	議案第23号	農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件)について
日程第2	議案第24号	農地法第5条第1項の規定による許可申請(5件)について
日程第3	議案第25号	非農地証明願(5件)について
日程第4	議案第26号	農用地利用集積計画(案)(2件)について(新規2件)
日程第5	議案第27号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案) 並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価(案)について

## 会議の概要

- 局長 　　ただ今から第5回農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会長 　　あいさつ。
- 局長 　　本日の総会は、農業委員12名、推進委員3名が出席されておりますので、総会は成立しております。それではいちき串木野市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議長 　　これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- 「異議なし」と呼ぶ者あり
- 議長 　　それでは議事録署名委員は、5番委員、6番委員にお願いします。ただ今から議事に入ります。日程第1議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。
- 事務局 　　1ページをお願いします。日程第1議案第23号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明申し上げます。今月の申請は2件で農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件をすべて満たしております。No.1 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡を譲り受けたいという申請です。譲受人は法人のため、定款と履歴事項全部証明書を添付してあります。調査は【正】を4番委員、【副】を1番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。
- 議長 　　調査員の報告をお願いします。
- 4番委員 　　4番です。報告します。5月19日、行政書士の〇〇さん、1番委員、3人で調査して参りました。場所は2ページの位置図になります。以前は荒れていたそうですが、調査に行ったときは、きれいに耕うんされ、今でも田を植えられるような状態でした。大規模農家ということで、農機具も揃っており、何ら問題はないと見て参りました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。以上です。
- 議長 　　No.2について、事務局の説明を求めます。

事務局 3 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。No.2 譲受人、耕作面積〇〇㎡が、譲渡人が所有する田〇㎡を譲り受けたいという申請です。調査は【正】を 5 番委員、【副】を 2 番委員をお願いしております。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

5 番委員 5 番です。調査の報告をいたします。5 月 20 日、〇〇行政書士立ち会いのもと、2 番委員、私の 3 人で現地調査を行いました。受人は、〇〇の職員で、農業にも精通され、周囲の人たちの話では、どの田畑もきれいであると評判でした。私たちの調査では、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議をよろしくお願いします。以上です。

議長 No.1～No.2 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 2 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題とします。No.1 について事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 5 ページをお願いします。日程第 2 議案第 24 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のNo.1 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、第 3 種農地で第 1 種低層住居専用区域の都市計画用途地域内農地に該当します。調査は【正】を 3 番委員、【副】を 6 番委員をお願いしております。よろしくお願いします。

議長 調査員の報告をお願いします。

3 番委員 3 番です。5 月 19 日金曜日、受人の代理人である行政書士の〇〇さんと 6 番委員と調査を行いました。申請箇所は 6 ページをご覧ください。今回の申請は渡人の土地を受人が購入し、自宅を建築したいという申請です。北が宅地、南は雑草が生えている宅地、東は畑、西は〇cm×〇cm の側溝が入っている道路、汚水処理等は合併浄化槽の計画です。被害防除計画書も提出され、私たちの見たところでは、何ら問題はないと見て参りました。皆さん方のご審議方をよろしくお願いします。

議長 No.2 について、事務局の説明を求めます。

事務局

No.2 とNo.3 は関連がありますので、一緒にご説明申し上げます。7 ページをお願いします。譲受人が譲渡人の所有する田〇㎡を譲り受け、子が営む自営業の〇〇〇事務所兼倉庫を建築したいという申請であります。申請地はすでに、砂利が敷き詰められ通路として使用されており始末書の添付があります。引き続き 9 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、自営業の〇〇〇事務所兼倉庫を建築し、従業員用駐車場と緩衝地を確保したいという申請であります。この申請地は 2 筆とも、第 3 種農地で自動車専用道路のインターチェンジから 300m 以内の農地に該当します。またすでに、砂利が敷き詰められ、プレハブ 1 棟が建築され、始末書の添付があります。調査は【正】を 9 番委員、【副】を 7 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

調査員の報告をお願いします。

9 番委員

9 番です。No.2 とNo.3 は一緒に説明させていただきます。5 月 22 日午前 9 時、No.2 の受人、No.3 の借人、2 人の立ち会いのもと 7 番委員と 2 人で現地調査を行って参りました。場所は 8・10 ページです。転用の理由は、ただ今事務局の説明があつたとおりで、No.2 は渡人と受人は兄妹で、申請地を譲り受け、子が営む自営業の事務所兼倉庫を建築するために通路として貸し出したい、この土地は、南九州西回り自動車道を通すために分筆して買い取られ、三角に残ったそうです。No.3 は貸人と借人は親子で、申請地を借り受け、自営業の事務所兼倉庫を建築し従業員の駐車場と緩衝地を確保したいとのことです。No.2 とNo.3 の土地は一体利用し、許可が出次第、平成 29 年 7 月に着工、平成 29 年 9 月に完了予定とのことです。資金は自己資金、残高証明書も添付され、設計施工会社も決まっております。平成 27 年ごろ、プレハブ 1 棟（事務所）を建て、一部に砂利を敷いたため始末書も出されております。東が宅地（自宅）、西と南が道路、北が畑です。私たちが調査したところ、被害はないと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

議長

No.4 について事務局の説明を求めます。

事務局

資料の 11 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する畑〇㎡を譲り受け、自宅を建築したいという申請であります。この申請地は、農地の広がりがある第 1 種農地で農業振興地域内農地に該当し、常設審議委員会への意見聴取案件となります。調査は【正】を 8 番委員、【副】を 10 番委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長 調査員の報告をお願いします。

8 番委員 8 番です。5 月 19 日、申請人の代理人で、行政書士の〇〇さん立ち会いのもと、10 番委員と私が調査を実施しましたので報告します。申請地の位置図は 11・12 ページになります。申請地は、現在荒地、住宅の建築資金は全額を銀行融資で賄う計画で、施工会社もすでに決まっております。申請地は現状のままで利用し、隣地との境界にはコンクリートブロック積〇段を施工、その上に〇mのフェンスを施工する計画です。被害防除につきましては、周辺農地の日照・通風等に支障を及ぼす恐れを生じさせないための対策として、隣地と〇m以上の緩衝地を設ける、用水計画は上水道を利用し、雨水排水は北側道路の側溝に放流する、汚水排水等生活雑排水は合併浄化槽を設置するため、特に問題はないと思います。周囲の状況は、西は宅地、北は道路、東は畑（荒地）、南は畑です。許可があり次第着工するとのことですので、よろしくをお願いします。

議長 No.5 について事務局の説明を求めます。

事務局 資料の 13 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。借人が貸人の所有する田〇㎡を借り受け、風力発電施設を設置したいとの申請であります。この申請地は、第 2 種農地で中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当します。調査は【正】を 6 番委員、【副】を 11 番委員にお願いしてあります。よろしくをお願いします。

6 番委員 6 番です。5 月 23 日火曜日午後 3 時より、行政書士の〇〇様、代理 3 名で調査いたしました。申請地は 14 ページをご覧ください。風力発電施設を設置したいということで、13 ページを見ていただけると分かると思いますが、東が雑種地、西が雑種地、北が山林、南が道路で何も問題はないと思います。設置にあたり、備考欄に書いてあるように、融資予定証明書等が添付してあり、調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。以上です。

議長 No.1～No.5 まで、事務局の説明、調査員の報告がありましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第 3 議案第 25 号非農地証明願についてを議題とします。No.1～No.5 の説明を求

めます。

事務局

15 ページをお願いします。日程第 3 議案第 25 号非農地証明願のNo.1 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、昭和 63 年の〇〇土地区画整理事業以降、住宅敷地の一部として利用しているという申請です。申請地は 16 ページの位置図のとおりです。現地につきましては、昨年の利用状況調査の際に確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず、転用していることから、始末書を添付していただいております。なお、申請地は違反転用に係る個別指導対象農地ですが、以前から相談があり、個別指導を行う前に申請があったものです。17 ページをお願いします。No.2 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、昭和 43 年に住宅を建築し、現在に至っているという申請です。申請地は 18 ページの位置図のとおりです。本来なら農地法の転用許可を得ず、転用していることから、始末書を添付していただくところですが、申請地は違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請であり、申請手続きの簡略化及び効率的な事務処理を図る観点から、始末書の添付は省略しております。19 ページをお願いします。No.3 についてご説明申し上げます。申請人が所有する畑〇㎡の申請地は、平成 10 年に倉庫を建築し、現在に至っているという申請です。申請地は 20 ページの位置図のとおりです。本件も違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請ですので、始末書は省略しております。21 ページをお願いします。No.4 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡の申請地は、昭和 63 年に住宅を建築し、現在に至っているという申請です。本件も違反転用農地所有者に対する個別指導を受けての申請ですので、始末書は省略しております。申請地は 22 ページの位置図のとおりです。最後に、23 ページをお願いします。No.5 についてご説明申し上げます。申請人が所有する田〇㎡外〇筆計〇筆で〇㎡の申請地は、昭和 60 年頃、近隣の大型店舗の駐車場としてコンクリートを敷設し、現在に至っているという申請です。申請地は 24 ページの位置図のとおりです。現地につきましては、昨年の利用状況調査の際に確認されておりますので、非農地証明書を発行しようと考えておりますが、農地法の転用許可を得ず、転用していることから、始末書を添付していただいております。なお、申請地は違反転用に係る個別指導対象農地ですが、以前から相談があり、個別指導を行う前に申請があったものです。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長

No.1～No.5 まで、事務局の説明がありました。委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件について申請どおり決定します。日程第4議案第26号農用地利用集積計画（案）についてを議題とします。

事務局 25ページをお願いします。日程第4議案第26号5月分の農用地利用集積計画は2件〇筆〇〇㎡で、新規が2件です。よろしくお願いします。

議長 委員の皆さん、何かご意見はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長 ないようですので、同件については申請どおり決定をします。日程第5議案第27号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。

事務局 26ページをお願いします。日程第5議案第27号平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてご説明申し上げます。提案理由としましては、九州農政局に報告するため、国の通知に基づき、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）並びに平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について総会の議決を求めるものであります。27ページをお願いします。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）です。大きな1番の農業委員会の状況、1農家・農地等の概要、総農家数990戸、自給的農家数597戸、販売農家数393戸です。内訳をご覧ください。右側の農業就業者数562人、女性263人、40代以下50人、この2つは農林業センサスに基づいて記入をしております。1番右側、認定農業者41、基本構想水準到達者13、認定新規就農者6、農業参入法人0、集落営農経営2、これは農政課から数字をいただいて記入しております。その下です。耕地面積、田・畑、合わせまして合計1,020ha、経営耕地面積合計406ha、遊休農地面積231.5ha、農地台帳面積1,171.9haです。2農業委員会の現在の体制、下のほうの新制度に基づく農業委員会になります。任期満了年月日は平成31年3月31日、農業委員、定数14に対して実数12、内訳をご覧ください。農地利用最適化推進委員、定数5に対し実数3となっております。28ページをお願いします。大きな2番の担い手への農地の利用集積・集約化、1現状及び課題、管内の農地面積1,020haは先ほどもありましたが、※1、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。これまでの集積面積151.4haは前のページにもありましたが、認定農業者、基本構想水準到達者、認定新規就農者、集落営農組織の担い手と呼ばれる人たちの28年度末の集積面積であり、農政課からいただいた数字です。集積率として14.8%となっております。課

題としましては、農家の高齢化、後継者不足等により、遊休農地が増加している。また中山間地域が多いため、農地が散在し面積は狭いことなどから、担い手への農地の利用集積・集約化は思うように進んでいないとしております。2 平成 29 年度の目標及び活動計画、平成 29 年度末の集積面積は 199.7ha としてあります。これは 28 年度末の集積面積が 151.4ha でしたので、これに 29 年度中の集積目標面積 48.3ha を足しまして、29 年度末としましては、199.7ha としております。目標設定の考え方としましては、いちき串木野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針で定めた単年度集積目標であります。今年の 8 月の総会で、利用の最適化に関する指針を定めていただきました。そこで皆さんが定めていただいた数字、48.3ha を面積として入れております。なお、この新規の集積面積ですが、今年の 1 月・2 月の総会でもご説明しましたとおり、指針の面積の外に、農地利用最適化交付金の中の成果実績に応じた交付金にも、単年度の集積目標面積があります。29 年は今のところ、8.5ha となる見込みですが、最低でもその 4 割、3.4ha 以上の成果がなければ、交付金が交付されないこととなります。また先日、研修会がありまして、情報として昨年と違うところとして、昨年は担い手に係る新規集積面積について、中身的に言いますと、農業委員さん達が頑張って集積していただいた面積と担い手自身が頑張って集積した面積を問わずに、結果として 1 年間に集積された面積を用いていたのですが、29 年度につきましては、農業委員会で頑張って集積された面積となってきましたので、そこが昨年と違うところですね。大きな 3 番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進、1 現状及び課題、26 年度新規参入者数 2 経営体で取得した面積が 0.8ha、27 年度新規参入者数 2 経営体で取得した面積が 4.1ha、28 年度新規参入者数 2 経営体で取得した面積が 1.0ha となっております。課題として、市全体の人口減が進む中、特に若手農業者となる人材が不足しているため、市外も含めた担い手の掘り起しや後継者育成が必要であるが、農業経営の不安定さから新規参入者の確保が難しいとしております。2 平成 29 年度の目標及び活動計画、参入目標数 2 経営体、参入目標面積 1ha、これも先ほどありました農地利用の最適化に関する指針で定めた目標です。活動計画として、市担い手協議会や認定農業者会等と連携して情報の共有化や、きめ細かな就農支援、指導に努めるなど、新規参入者の誘導に取り組むこととしてしております。29 ページです。大きな 4 番、遊休農地に関する措置、1 現状及び課題、管内の農地面積 1,155.7ha は※1 にありますように、先ほども使いました耕地及び作付面積統計における耕地面積 1,020ha と 1 号の遊休農地の合計面積です。1 号の遊休農地面積が 135.7ha ですので合計 1,155.7ha となります。遊休農地面積 231.5ha は※2 にありますように、1 号遊休農地と 2 号遊休農地の総面積となっております。1 号が 135.7ha、2 号が 95.8ha で 231.5ha となっております。割合は 20.0%です。2 平成



29 年度の目標及び活動計画、遊休農地の解消面積 9.4ha、目標設定の考え方、これも先ほどの指針で定めた単年度解消面積です。この遊休農地の解消面積 9.4ha というのは、集積面積と同じで、農地利用最適化交付金の成果実績に応じた交付金で、単年度の解消面積というのがあります。29 年は、28 年度と同じ 43ha になる見込みですので、最低でも 4 割の 17.2ha 以上の解消が必要となります。次の活動計画の農地の利用状況調査ですが、調査員数 33 人、調査実施時期 8 月から 9 月、取りまとめ時期 10 月から 11 月、調査方法、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員、市職員（農政課）で 2 人 1 組の班編成を行い、前年の利用状況調査の結果が反映された農地地図と航空写真を元に市内農地の利用状況調査を実施するとしております。利用意向調査につきましては、実施時期 11 月から 1 月、取りまとめ時期 2 月から 3 月としております。その他として、市内を 3 地区に分け、地区ごとに農業委員各 4 人と農地利用最適化推進委員各 1 人ずつの計 5 人の班編成で、担当地区の農地利用などについて意見を出し合い、情報の共有化を図ったうえで、遊休農地の解消に向けて取り組んでいるとしております。大きな 5 番、違反転用への適正な対応、1 現状及び課題、管内の農地面積 1,020ha に対しまして、違反転用面積 36.0ha、課題としましては、把握した違反転用農地の所有者等に適切な指導を行うとともに、早期発見、未然防止に向けた取り組みが重要であるとしております。2 平成 29 年度の活動計画としましては、市内全農地の農地利用状況調査で把握した違反転用農地の所有者等に対して、農業委員による個別指導を実施するとともに、市広報紙や農業委員会だより等による周知を行うとしております。30 ページをお願いします。平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。30 ページにつきましては、先ほど見ていただきました 27 ページの活動計画（案）の時と同じ数字ですので、割愛します。続きまして 31 ページをお願いしたいと思います。大きな 2 番、担い手への農地の利用集積・集約化、1 現状及び課題、管内の農地面積 1,020ha、これまでの集積面積 122.7ha、集積率 12.0%です。課題につきましては、先ほどの 29 年度活動計画（案）と同じですので割愛します。2 平成 28 年度の目標及び実績です。28 年度末の集積目標 132.7ha に対しまして集積実績面積 151.4ha、増加分が 28.7ha です。達成状況は 114.1%です。3 目標の達成に向けた活動、活動計画として、平成 28 年Ⅱ期（平成 28 年 5 月）以降、農地中間管理事業等の事業を活用し、ほ場整備対象地区や事業推進モデル地区を中心に農地の集積を図ることとしてしております。活動実績として、ほ場整備対象地区を中心に、農地中間管理機構事業等の事業を活用して農地を集積することができたとしております。4 目標及び活動に対する評価の案です。目標に対する評価は、目標を達成することができた。活動に対する評価は、今後も農地利用最適化推進活動の一環として、農業委員会と市が連携し、担い手への農地

利用集積・集約化に取り組む必要があるとしております。32 ページになります。大きな3番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。1 現状及び課題、25年度新規参入者数4経営体で取得した面積が8.1ha、26年度新規参入者数2経営体で取得した面積が0.8ha、27年度新規参入者数2経営体で取得した面積が4.1haであります。課題につきましては、先ほどの活動計画(案)と同じですので、割愛します。2 平成28年度の目標及び実績、参入目標1経営体、参入目標面積1haに対して、参入実績は2経営体、参入実績面積は1ha、達成状況はそれぞれ200%、又は100%です。3 目標の達成に向けた活動、まず活動計画として、市担い手協議会や認定農業者会等と連携して情報の共有化やきめ細かな就農支援、指導に努めるなど、新規参入者の誘導に取り組むこととしておりました。実績として、市担い手協議会が中心となり、新規就農者の確保に繋がったとしております。4 目標及び活動に対する評価、目標に対する評価として、目標を達成することができた。活動に対する評価として、今後も農地利用最適化推進活動の一環として、農業委員会・市・市担い手協議会・認定農業者会等の関係機関が連携し、法人を含めた新規就農者の確保に取り組む必要があるとしております。33 ページです。大きな4番の遊休農地に関する措置に関する評価です。1 現状及び課題、管内の農地面積1,155.4ha、遊休農地面積226.7ha、割合19.6%です。課題は割愛します。2 平成28年度の目標及び実績、目標としましては0.5ha、実績としてはゼロ、達成状況0%です。実際は、若干遊休農地が増えております。3、2の目標の達成に向けた活動計画、農地の利用状況調査、調査委員数36人、調査実施時期8月から9月、調査結果取りまとめ時期10月から11月、調査方法として、農業委員、協力員、事務局職員、市職員(農政課)で班編成を行い、前年の利用状況調査の結果が反映された農地地図と航空写真をもとに市内農地の利用状況調査を実施する。意向調査としましては、11月から1月としておりました。活動実績としましては、農地の利用状況調査につきましては計画どおり実施しております。利用意向調査につきましては、実施状況、取りまとめ時期、ご覧のとおりです。28年度の利用状況調査で、新たに発生した遊休農地、1号遊休農地が205筆11.7ha、2号遊休農地が144筆10.0haにつきましては、28年の11月に意向調査書を発出してしております。4 目標に対する評価として、目標を達成することができなかった。活動に対する評価としては、今後も農地利用最適化推進活動の一環として、農業委員会と市が連携し、遊休農地の解消に取り組む必要があるとしております。34ページの大きな5 違反転用への適正な対応、1 現状及び課題、管内の農地面積1,020haに対して違反転用面積35.8ha、課題は、割愛します。2 平成28年度の実績36.0haに対して、増減はマイナスの0.2ha、ほとんど変わっていない状況です。3 活動計画・実績及び評価、活動計画として、市内全農地の農地利用状況調査を実施して、違反転用農地の把握を行う

とともに、市広報紙等による周知や違反転用者に対する是正指導を行うとしておりました。活動実績として、市内全農地の農地利用状況調査を実施して、違反転用農地の把握を行うとともに、全戸配布の農業委員会だよりで周知を図ったとしております。活動に対する評価は、違反転用農地の把握により個別指導を実施できる資料等の準備が整ったため、農業委員による個別指導を行うこととしているとしております。35 ページです。大きな6番になります。農地法等によりその権限に属された事務に関する点検、1 農地法第3条に基づく許可事務、1年間の処理件数は40件、うち許可が40件です。下の表のまず点検項目、事実関係の確認の実施状況については、農業委員と申請人（申請代理人）による立ち会いで現地調査を実施している。総会等での審議の実施状況については、総会時に担当の農業委員が調査結果の報告を行い審議している。次の申請者への審議結果の通知の実施状況です。申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数は40件、全てにおいて実施をしております。審議経過等の公表の実施状況については、議事録で公表しております。処理期間の実施状況、標準処理期間、平均処理期間については、ともに15日であります。2 農地転用に関する事務（意見を付して知事へ送付）、1年間の処理件数83件、内訳としましては、4条10件、5条73件となっております。下の表につきましては、ただ今説明しました3条と同じですので、割愛させていただきたいと思っております。36 ページ、3 農地所有適格法人からの報告への対応、農地所有適格法人からの報告について、管内の農地所有適格法人数7法人であります。うち報告書提出農地所有適格法人数4法人となっております。残りの3法人につきましては、1年未満の法人であるため、報告書の提出が必要ありません。4 情報の提供等、賃借料情報の調査・提供の実施状況については、調査対象賃貸借件数177件、公表時期は平成28年12月、提供方法としましては、市の広報紙やホームページに掲載し、提供しております。農地の権利移動等の状況把握の実施状況、調査対象権利移動等件数511件、取りまとめ時期は平成29年3月、提供方法としましては、平成28年農地の権利移動・借賃等調査で報告し、提供しております。農地台帳の整備の実施状況については、整備対象農地面積1,183ha、データ更新につきましては、農地利用状況調査・利用意向調査結果、農地法に基づく農地転用届出・許可、農用地利用集積計画に基づく利用権の設定、その他調査事項等を随時更新しております。公表につきましては、窓口で閲覧に供しております。37 ページをお願いします。大きな7番、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容です。農地利用最適化等に関する事務につきましては、特段ありませんが、下の農地法等によりその権限に属された事務についてであります。要望・意見としまして、①下限面積（別段面積30a）をもっと引き下げられないか。これに対して、毎年、3月の農業委員会総会で別段面積の設定について審議しているとしております。②第1種

農地の転用は、原則不許可であるが、周囲の状況等からして守るべき農地とは言えない農地もあることから、総合的な観点で判断してほしいとしております。対処内容としましては、第1種農地の判断基準の見直しについて、疑義が生じるたびに、県に要望しているとしております。最後の大きな8番、事務の実施状況の公表等、1総会等の議事録の公表については、HPで公表しております。2農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出については、意見の提出件数は4件、提出先として、いちき串木野市長・同市議会議長に対しまして、以下の4項目について、昨年の11月意見書を提出しております。3活動計画の点検・評価の公表については、HPで公表しております。以上で説明を終わります。

議長 多岐に渡って説明していただきましたが、委員の皆さん、何かご意見はありませんか。この報告は毎年ありまして、皆さん方が調査した数字等が出ております。

6番委員 すみません。28ページの29年度の目標は、8.5haということですね。

事務局 農地利用最適化交付金の成果実績の集積面積ですが、先ほど8.5haということで説明しましたが、28年度は倍の17haでした。今回は半分になりまして8.5haとなるのですが、この交付金をもらう基準があり、最低でも8.5haの4割、3.4ha以上ないと交付金が出ないという話になってきます。先ほど説明しましたが、目標としましては、昨年の17haから8.5haの半分へ、去年は担い手の方々が自分たちで頑張って集積された面積を、結果として報告して多少交付金をいただけたのですけれども、今回からは、面積が半分になる代わりに農業委員会で頑張った集積面積だけが結果になってきますので、良くなったのか悪くなったのか分かりませんが、こういう形に今年、変わるようであります。

6番委員 要するに、今年は農業委員、このスタッフで3.4ha以上は見つけなさいということですね。交付金をもらうためには、皆さんが理解していないと、交付金は望めないということですね。

議長 6番委員の質問について、事務局より説明があったのですが、去年よりも面積が減ったが、農業委員で確保した面積しかカウントされない、その面積が3.4ha、どうしても皆さんで解消しないといけない、解消していく方向で取り組んでいきたいと思っております。去年は農政課の方もこれに充てたのですが、今年から出来ませんよということですね。私の方から後で説明させていただきます。

暫時休憩

議長 議事を再開します。大変多岐に渡っておりますので、少し時間をかけて、分からない点があったら、ぜひ出していただけないでしょうか。

推進委員 すみません。去年は甘しょを作っていたが、今年は作らない場合、そのまま放置していたら荒れていくので、耕作者を見つけて別の作物を作るということは、どうなるのでしょうか。

議長 休んでいる場合、認定農業者や中間管理機構等に正式に届出できるのであれば、カウントされると思いますが、事務局、説明をお願いします。

事務局 遊休農地の解消につきましては、利用状況調査で1号遊休農地、2号遊休農地ということで判断していただいていると思います。その状態から耕作と言う状況になれば、当然対象になってくると思います。

推進委員 去年の利用状況調査の頃は、甘しょを作っていたのですが、その後荒れているようです。

議長 それであれば、遊休農地の面積には入っていませんね。

局長 議長、よろしいですか。補足しますと、農業委員並びに農地利用最適化推進委員の業務の中に、耕作放棄地の発生未然防止という項目があります。次の耕作者につなげることは、発生未然防止ですので、本来の業務になります。成果としての取り扱いは若干変わりますが、皆さんの本来の業務と捉えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 気づいた点があれば、出してください。何かありませんか。

1番委員 34ページ、3活動に対する評価について、違反転用農地の把握により、個別指導を実施できる資料等の準備が整ったため、農業委員による個別指導を行うとありますが、資料を見てみると内容が30年、40年前であって、いつから準備されて整ったのでしょうか。

議長 こういう調査を農業委員、先輩方も含めてですが、現在自分たちがしているのですが、累積している面積になります。固定資産税がかかっているのですが、税務課と農業委員会とは考え方が違います。税務課は税務課で対応していますし、本市の田畑の面積には、違反転用の分も含まれています。毎年国の法律も変わり、調査も多いですから、主体的に実施していなかった、昨年とほとんど変わっていないとの報告です。きちんと調査をするための準備を進め、農業委員に何とか解消していただかないと、このままずっと残る、違反であれば、なお積み上がって行く、国への報告は毎年ある、今回違反転用の個別指導を実施したらどうかと、かなりの件数と面積がありますが、皆さん方をお願いすることになります。

した。後で皆さん方の意見を聞いたうえで、いろいろ検討しようと考えております。そういうことがあって今回調査して直接、文書や広報で違反転用は知っているけれども解消されない、今回農業委員自らが、現地を見て個別にお願いする、そうでなければ改善は難しいということです。件数が多いのは町の中で、自己資金の場合です。借り入れをする場合は必ず地目を宅地に変えないとお金が出ません。自己資金で倉庫や駐車場を作ったり、増設をされたりした部分がほとんどです。宅地を全部ということではなくて、一部がずっと残り、田畑の一部になって残っている、訪問されると分かると思います。とにかく登記を直していない以上、その数字は農業委員会の農地の面積に含まれることとなります。

局長

議長、よろしいですか。ご質問のありました個別指導の資料の準備が整ったためというところにお答えします。平成 25 年から市内全農地の利用状況調査を実施してから出来ていたのですが、委員の皆さん方が現地調査に行ける、持っておられる一覧表や図面、今回の指導のためだけの資料を作る必要がありまして、その準備が整ったということですので、ご理解をお願いします。

暫時休憩

議長

議事を再開します。日程第 5 議案第 27 号について、何かご意見ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

議長

ないようですので、同件については提案どおり決定をします。

以上で今月の総会は終了します。

議事録署名委員

• \_\_\_\_\_  
• \_\_\_\_\_